

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 2 月23日
【計算期間】	第 4 期中 （自 平成23年 5 月24日 至 平成23年11月23日）
【ファンド名】	エマージング・カレンシー・債券ファンド(1年決算型)
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井上 善雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は平成23年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	271,436,283	94.54
親投資信託受益証券	日本	4,012,890	1.40
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	11,661,083	4.06
合計(純資産総額)		287,110,256	100.00

（２）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成23年12月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第４期中間計算期間末（平成23年11月23日）	284	284	0.9972	0.9972
平成22年12月末日	330	—	1.0752	—
平成23年１月末日	338	—	1.0747	—
平成23年２月末日	341	—	1.0820	—
平成23年３月末日	352	—	1.1304	—
平成23年４月末日	344	—	1.1629	—
平成23年５月末日	314	—	1.1322	—
平成23年６月末日	325	—	1.1415	—
平成23年７月末日	315	—	1.1252	—
平成23年８月末日	306	—	1.0969	—
平成23年９月末日	281	—	1.0044	—
平成23年10月末日	299	—	1.0582	—
平成23年11月末日	286	—	1.0055	—
平成23年12月末日	287	—	1.0001	—

※純資産総額（百万円）は単位未満を切捨てて表示しています。

②【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第４期中間計算期間 (平成23年５月24日～平成23年11月23日)	—

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第４期中間計算期間 (平成23年５月24日～平成23年11月23日)	△12.8

※計算期間の収益率は、当該計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しています。

2 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口数）	解約数量（口数）
第4期中間計算期間 （平成23年5月24日～平成23年11月23日）	53,569,835	47,781,122

3【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（平成23年5月24日から平成23年11月23日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）中間財務諸表
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成23年5月23日現在)	第4期中間計算期間 (平成23年11月23日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,375,690	14,554,003
投資証券	306,146,968	270,163,785
親投資信託受益証券	4,010,524	4,012,496
未収利息	15	38
未収入金	—	9,796
流動資産合計	321,533,197	288,740,118
資産合計	321,533,197	288,740,118
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	2,320,604
未払受託者報酬	52,499	48,344
未払委託者報酬	1,872,168	1,723,912
その他未払費用	519,120	527,712
流動負債合計	2,443,787	4,620,572
負債合計	2,443,787	4,620,572
純資産の部		
元本等		
元本	279,135,952	284,924,665
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	39,953,458	△805,119
純資産合計	319,089,410	284,119,546
負債純資産合計	321,533,197	288,740,118

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期中間計算期間 (自平成22年５月25日 至平成22年11月24日)	第４期中間計算期間 (自平成23年５月24日 至平成23年11月23日)
営業収益		
受取配当金	21,779,676	16,843,714
受取利息	1,394	3,029
有価証券売買等損益	19,054,845	△37,729,779
為替差損益	△20,413,121	△18,615,126
営業収益合計	20,422,794	△39,498,162
営業費用		
受託者報酬	48,608	48,344
委託者報酬	1,733,841	1,723,912
その他費用	804,543	779,982
営業費用合計	2,586,992	2,552,238
営業利益又は営業損失（△）	17,835,802	△42,050,400
経常利益又は経常損失（△）	17,835,802	△42,050,400
中間純利益又は中間純損失（△）	17,835,802	△42,050,400
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	1,501,114	△4,062,533
期首剰余金又は期首欠損金（△）	10,338,030	39,953,458
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,538,313	3,791,092
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,538,313	3,791,092
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,160,767	6,561,802
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,160,767	6,561,802
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	31,050,264	△805,119

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期中間計算期間 (自平成23年5月24日 至平成23年11月23日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、国内における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。予想配当金額を計上した場合は、入金時に入金額との差額を計上しております。 (2)為替予約取引による為替損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
	(2)ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は、原則として毎年5月24日から翌年5月23日までとしており、第4期中間計算期間は平成23年5月24日から平成23年11月23日までとなっております。

(追加情報)

第4期中間計算期間 (自平成23年5月24日 至平成23年11月23日)
第4期中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第 3 期 (平成23年 5 月23日現在)	第 4 期中間計算期間 (平成23年11月23日現在)
1. 当該中間計算期間の末日における受益権総数	279,135,952口	284,924,665口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	-	805,119円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1431円 (11,431円)	0.9972円 (9,972円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 3 期中間計算期間 (自平成22年 5 月25日 至平成22年11月24日)	第 4 期中間計算期間 (自平成23年 5 月24日 至平成23年11月23日)
剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第 3 期 (平成23年 5 月23日現在)	第 4 期中間計算期間 (平成23年11月23日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	(1) 投資証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 投資証券、親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
------------------------	---	---

（重要な後発事象に関する注記）

第4期中間計算期間 （自平成23年5月24日 至平成23年11月23日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	第3期 （平成23年5月23日現在）	第4期中間計算期間 （平成23年11月23日現在）
期首元本額	263,275,484円	279,135,952円
期中追加設定元本額	94,061,923円	53,569,835円
期中一部解約元本額	78,201,455円	47,781,122円

2 有価証券関係

第4期中間計算期間 （平成23年11月23日現在）
該当事項はありません。

3 デリバティブ取引関係

第3期 （平成23年5月23日現在）	第4期中間計算期間 （平成23年11月23日現在）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

平成23年12月末現在	資本金	495,000,000円
	発行可能株式総数	39,600株
	発行済株式総数	9,900株

最近５年間における資本金の増減はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年12月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計27本（追加型投資信託17本、単位型投資信託10本）であり、純資産の総額は136,749百万円(百万円未満切捨)です。

（３）【その他】

（１）定款の変更

平成19年６月28日に開催された定時株主総会において、公告の方法に関する定款変更、平成19年８月９日および９月28日に開催された臨時株主総会において、目的に関する定款変更、平成22年10月６日に開催された臨時株主総会において、本店の所在地に関する定款変更が決議されました。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されており、第10期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び第10期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第11期事業年度に係る中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第9期 (平成22年3月31日現在)		第10期 (平成23年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)					
流動資産					
預金	※2		750,015		748,455
前払費用			5,719		7,918
未収委託者報酬			209,939		189,465
未収運用受託報酬			16,877		22,526
未収収益			12,450		7,545
繰延税金資産			6,741		1,051
差入保証金	※2		29,082		—
流動資産計			1,030,827		976,962
固定資産					
有形固定資産			7,541		51,809
建物	※1	3,950		47,094	
器具備品	※1	3,591		4,714	
無形固定資産			7,663		5,509
ソフトウェア		7,470		5,390	
商標権		193		118	
投資その他の資産			605		44,119
差入保証金	※2	—		44,119	
繰延税金資産		605		—	
固定資産計			15,811		101,438
資産合計			1,046,639		1,078,401

期別		第9期 (平成22年3月31日現在)		第10期 (平成23年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
流動負債					
未払金			206,200		171,204
未払手数料	※2	124,082		110,179	
その他未払金	※2	82,118		61,025	
未払費用			17,836		10,667
未払法人税等			19,542		3,927
未払消費税等			3,498		2,406
固定資産処分損失引当金			5,305		—
その他			23		983
流動負債計			252,407		189,189
固定負債					

資産除去債務			—		26,798
繰延税金負債			—		9,845
固定負債計			—		36,644
負債合計			252,407		225,834
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		299,231		357,566	
利益剰余金合計			299,231		357,566
株主資本合計			794,231		852,566
純資産合計			794,231		852,566
負債・純資産合計			1,046,639		1,078,401

(2) 【損益計算書】

期別		第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,737,419		1,571,807	
運用受託報酬		125,022		122,817	
その他営業収益		40,426		26,532	
営業収益計			1,902,869		1,721,157
営業費用	※1				
支払手数料		1,076,307		969,557	
広告宣伝費		52,884		34,827	
公告費		600		600	
調査費					
図書費		590		586	
調査費		106,657		109,811	
委託計算費		29,530		25,355	
営業雑経費					
通信費		1,941		1,840	
印刷費		14,118		13,862	
協会費		2,995		3,017	
その他営業雑経費		1,850		6,812	
営業費用計			1,287,474		1,166,270
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,275		25,290	
給料・手当		221,833		204,317	
賞与		41,410		34,115	
退職給付費用		36,846		35,669	

交際費		1,008		599	
旅費交通費		11,586		10,438	
租税公課		4,823		4,139	
不動産賃借料		36,248		37,458	
固定資産減価償却費		5,349		4,711	
資産除去債務利息費用		—		137	
諸経費		77,736		66,498	
一般管理費計			465,118		423,375
営業利益			150,276		131,511
営業外収益					
受取利息	※1	112		123	
雑収入		751		3	
営業外収益計			864		126
営業外費用					
雑損失		230		1	
営業外費用計			230		1
経常利益			150,910		131,636
特別損失					
固定資産処分損失引当金繰入額	※2	629		—	
固定資産除却損		—		1,380	
移転関連費用	※3	—		12,891	
特別損失計			629		14,271
税引前当期純利益			150,281		117,365
法人税、住民税及び事業税	※1	68,454		42,887	
法人税等調整額		△ 6,816	61,637	16,142	59,029
当期純利益			88,643		58,335

(3) 【株主資本等変動計算書】

第9期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	210,587
	当期変動額 当期純利益	88,643
	当期末残高	299,231
利益剰余金合計	前期末残高	210,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	299,231
株主資本合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

純資産合計	前期末残高	705,587
	当期変動額	88,643
	当期末残高	794,231

第10期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	495,000
	当期末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	299,231
	当期変動額 当期純利益	58,335
	当期末残高	357,566
利益剰余金合計	前期末残高	299,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	357,566
株主資本合計	前期末残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566
純資産合計	前期末残高	794,231
	当期変動額	58,335
	当期末残高	852,566

〔重要な会計方針〕

項目	第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 器具備品 3～15年 ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	① 有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～38年 器具備品 3～20年 ② 無形固定資産 同左

2. 引当金の計上基準	① 固定資産処分損失引当金 将来の事務所移転に伴う有形固定資産の除却損及び原状回復費用等について、契約書等に基づき合理的に算出した損失見込み額を計上したものであります。	—
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	① 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 ② 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	① 消費税等の会計処理 同左 ② 連結納税制度の適用 同左

〔会計処理方法の変更〕

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
—	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第9期 (平成22年3月31日現在)	第10期 (平成23年3月31日現在)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,645千円 器具備品 14,223千円	※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,281千円 器具備品 9,839千円
※ 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 393,907千円 差入保証金 29,082千円 未払手数料 66,518千円 その他未払金 46,861千円	※ 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 541,584千円 差入保証金 44,119千円 未払手数料 62,890千円 その他未払金 29,399千円

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

当該金額のうち、29,349千円は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。

（損益計算書関係）

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
※ 1.関係会社との取引 支払手数料 452,491千円 受取利息 112千円 法人税、住民税及び事業税 46,861千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 ※ 2.固定資産処分損失引当金繰入額629千円は、当期取得をした有形固定資産について、将来の事務所移転に伴う除却損を合理的に算出した損失見込額と賃貸面積縮小に伴い、将来の事務所移転に係る原状回復費用等について算出した引当戻入額とを相殺した金額であります。	※ 1.関係会社との取引 支払手数料 487,624千円 受取利息 123千円 法人税、住民税及び事業税 29,349千円 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。 — ※ 3.移転関連費用12,891千円は、事務所移転に伴い発生した金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)					第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900

（リース取引関係）

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

②運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

③市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

④流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額

①預金	750,015	750,015	—
②未収委託者報酬	209,939	209,939	—
③未収運用受託報酬	16,877	16,877	—
④差入保証金	29,082	27,106	△1,975
資産計	1,005,915	1,003,939	△1,975
①未払手数料	124,082	124,082	—
②その他未払金	82,118	82,118	—
負債計	206,200	206,200	—

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、短期間で決済されるため、帳簿価額から原状回復費用の見積額を控除した金額によっております。

負 債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
①預金	750,015
②未収委託者報酬	209,939
③未収運用受託報酬	16,877
④差入保証金	29,082
合計	1,005,915

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預金であり、預入先である金融機関の信用リスクに晒されております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、計算の対象となるそれぞれのファンドに組み入れられている有価証券等の信用リスク、運用リスク及び市場リスクに晒されており、差入保証金は、預入先である貸貸人の信用リスクに晒されております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

当社は、保有する金融資産の預入先である金融機関について、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しており、また差入保証金の預入先である貸貸先についても、外部格付機関による格付を定期的に確認することで管理しております。

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、ファンドの運用に係る会社の格付け、または財務状況等の信用リスクを定期的にモニタリングしております。

②運用リスク

当社はリスク管理規定に従い、ファンドが組入れる資産配分及び信託約款等の遵守状況をモニタリングし、その結果をリスク管理委員会に報告しております。リスク管理委員会がその報告を受けて、ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対しその改善の指示を行います。

③市場リスク

当社はリスク管理規定に従い、市場リスク（金利リスク、価額変動リスク及び為替リスク）の管理を行っております。ファンドが参照するベンチマークのボラティリティ等を参考にして、市場リスクのモニタリングを行っており、その結果をリスク管理委員会に報告しております。ファンドの運用及び管理状況に改善の必要が認められた場合には、運用部に対し改善の指示を行います。

④流動性リスク

当社は金融負債における未払手数料については、資金繰表によりキャッシュフローを管理しております。また、その他未払金についても、毎月将来発生する支払金額を集計して資金繰りを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①預金	748,455	748,455	—
②未収委託者報酬	189,465	189,465	—
③未収運用受託報酬	22,526	22,526	—
④差入保証金	44,119	27,016	△17,103

資産計	1,004,567	987,463	△17,103
①未払手数料	110,179	110,179	—
②その他未払金	61,025	61,025	—
負債計	171,204	171,204	—

(2) 時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
①預金	748,455	
②未収委託者報酬	189,465	
③未収運用受託報酬	22,526	
④差入保証金		44,119
合計	960,447	44,119

(有価証券関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

（デリバティブ取引関係）

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりません ので、該当事項はありません。	同左

（セグメント情報等）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）」を適用しております。

1. セグメント情報

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	エマージング・カレンシー・ 債券ファンド（毎月分配型）	新生・UTIインド ファンド
営業収益	924,925	345,339

（注）

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（資産除去債務関係）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております

す。

3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
—	26,661	137	26,798

(関連当事者情報)

第9期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 千代田区	476,296	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	452,491	未払 手数料	66,518
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	46,861	その他 未払金	46,861
							敷金の返還	△11,566	差入 保証金	29,082

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第10期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	487,624	未払 手数料	62,890
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	29,349	その他 未払金	29,349
							敷金の返還	△29,082	差入 保証金	44,119
							敷金の差入	44,119		

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①流動資産 未払事業税 4,582千円 固定資産処分損失引当金 1,583千円 その他特別損失 575千円 小計 6,741千円 ②固定資産 その他 605千円 小計 605千円 繰延税金資産合計 7,347千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 ①流動資産 未払事業税 1,051千円 小計 1,051千円 ②固定資産 資産除去債務 10,904千円 その他 891千円 評価性引当額 △10,904千円 繰延税金負債(固定)との相殺 △891千円 小計 — 千円 繰延税金資産合計 1,051千円 繰延税金負債 ①固定負債 建物(除去費用) △10,737千円 繰延税金資産(固定)との相殺 891千円 小計 △9,845千円 繰延税金負債合計 △9,845千円 差引：繰延税金負債の純額 8,794千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 0.20% 住民税均等割額 0.23% 評価性引当額の増減 9.29% その他 △0.11% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 50.30%

(退職給付関係)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1株当たり純資産額 80,225円38銭 1株当たり当期純利益 8,953円90銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものがあります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 86,117円85銭 1株当たり当期純利益 5,892円47銭 (注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものがあります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

(重要な後発事象)

第9期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	第10期 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
科目	注記 番号	金額（千円）	
(資産の部)			
流動資産			
預金			769,309
前払費用			7,017
未収委託者報酬			164,750
未収運用受託報酬			22,631
未収収益			5,007
繰延税金資産			1,703
流動資産計			970,421
固定資産			
有形固定資産			49,026
建物	※1	45,152	
器具備品	※1	3,873	
無形固定資産			4,463
ソフトウェア		4,382	
商標権		80	
投資その他の資産			44,119
差入保証金		44,119	
固定資産計			97,609
資産合計			1,068,030
(負債の部)			
流動負債			
未払金			132,944
未払手数料		90,906	
その他未払金		42,038	
未払費用			10,393
未払法人税等			6,785
未払消費税等			4,123
預り金			1,022
流動負債計			155,269
固定負債			
資産除去債務			27,077
繰延税金負債			9,776
固定負債計			36,853
負債合計			192,123
(純資産の部)			
株主資本			

資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		380,907	
利益剰余金合計			380,907
株主資本合計			875,907
純資産合計			875,907
負債・純資産合計			1,068,030

(2) 中間損益計算書

期別		当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
科目	注記 番号	金額（千円）	
営業収益			
委託者報酬		683,297	
運用受託報酬		58,663	
その他営業収益		11,778	
営業収益計			753,739
営業費用			
支払手数料		419,386	
広告宣伝費		14,346	
公告費		600	
調査費			
図書費		282	
調査費		54,692	
委託計算費		10,645	
営業雑経費			
通信費		305	
印刷費		6,700	
協会費		1,539	
その他営業雑経費		4,340	
営業費用計			512,840
一般管理費			
給料			
役員報酬		9,900	
給料・手当		90,639	
賞与		14,479	
退職給付費用		15,560	
交際費		486	
旅費交通費		4,651	
租税公課		2,633	
不動産賃借料		22,059	
固定資産減価償却費	※1	3,828	

資産除去債務利息費用		278	
諸経費		36,471	
一般管理費計			200,988
営業利益			39,910
営業外収益			
受取利息		50	
雑収入		0	
営業外収益計			50
営業外費用			
雑損失		1	
営業外費用計			1
経常利益			39,960
税引前中間純利益			39,960
法人税、住民税及び事業税		17,341	
法人税等調整額		△721	16,619
中間純利益			23,340

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	495,000
	当中間会計期間末残高	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	357,566
	当中間会計期間中の変動額 中間純利益	23,340
	当中間会計期間末残高	380,907
利益剰余金合計	当期首残高	357,566
	当中間会計期間中の変動額	23,340
	当中間会計期間末残高	380,907
株主資本合計	当期首残高	852,566
	当中間会計期間中の変動額	23,340
	当中間会計期間末残高	875,907
純資産合計	当期首残高	852,566
	当中間会計期間中の変動額	23,340
	当中間会計期間末残高	875,907

〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
----	---

1. 固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～38年 器具備品 3～20年 ②無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	①消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 ②連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔追加情報〕

当中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）
（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24号 平成 21年 12月 4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成 21年 12月 4日）を適用しております。

〔注記事項〕

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
※1.	有形固定資産の減価償却累計額
建物	3,223千円
器具備品	10,681千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)	
※1.	減価償却実施額
	有形固定資産 2,783千円
	無形固定資産 1,045千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)				
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900
2.自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4.配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①預金	769,309	769,309	—
②未収委託者報酬	164,750	164,750	—
③未収運用受託報酬	22,631	22,631	—
④差入保証金	44,119	28,759	△15,359
資産計	1,000,812	985,452	△15,359
①未払手数料	90,906	90,906	—
②その他未払金	42,038	42,038	—
負債計	132,944	132,944	—

（2）時価の算定方法

資 産

①預金

保有している満期のない預金について、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

①未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
26,798	—	278	27,077

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

	エマージング・カレンシー・債券 ファンド(毎月分配型)	新生・U T I インドファンド
営業収益	400,196	152,811

（注）

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日）		
1株当たり純資産額	88,475円	48銭
1株当たり中間純利益	2,357円	62銭
（注）		
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。		
中間純利益	23,340千円	
普通株主に帰属しない金額	—	
普通株式に係る中間純利益	23,340千円	
期中平均株式数	9,900株	

（重要な後発事象）

当中間会計期間 （自 平成23年4月 1日

至 平成23年9月30日)
該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年1月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本 正	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕 晃	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成23年5月24日から平成23年11月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平

成 2 3 年 1 1 月 2 3 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 2 3 年 5 月 2 4 日から平成 2 3 年 1 1 月 2 3 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月19日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩本 正	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月11日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※上記は、当社（新生インベストメント・マネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。